

このような事態を放置するならば、日本民族の歴史を明らかにする重要な手がかりが永久に、失われ、後世の指弾をうけることは必定である。

国際的にも1968年ユネスコ第15回総会は、「公的または私的の工事によって危険にさらされている文化財の保存に関する勧告」をおこない、加盟国がそれぞれの領域内において、この勧告に定める原則および基準の実施に必要な立法その他の措置をとることを刻下の急務として強く求めている。

上記のような、埋蔵文化財保存における危機的状況に対応するため、政府はこのユネスコ勧告の線に沿って諸般の施策を講ずべきである。

現在文化財の保護にあたっている各級の行政機関の多くは人員・予算に乏しく、保護対策をうらづける遺跡の分布調査や保存計画をたてるに十分な能力をもたず、破壊を未然に防ぐため、事前協議を開発者側とおこなうことすらできず、かえって自らが破壊を前提とする、行政措置としての発掘に追われて、本来の任務を放棄せざるを得ない状況である。

このように、開発に追われて緊急措置に終始するのではなく、今後は積極的に埋蔵文化財の分布調査をおこない、広域的に保存活用の計画をたてるように努めるべきである。埋蔵文化財の存在は発掘によって確認されるのであるが、無限に存在するものではない。国土の効率高い利用が求められているわが国では、これに計画的に対処することが必要であり、それによって無原則的な破壊が防止し得るし、史跡公園、緑地などとして、国民生活の中に積極的に生かし人類と民族の貴重な財産を保護活用する一石二鳥の効果を期待することができるのである。

そのため、文化財保護のための施策の抜本的な拡充が求められるが、さしあたって、上にのべた6項目の具体的方策の実施がのぞまれるのである。

8-20

総学庶第454号 昭和45年5月1日

文部大臣 坂田道太 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

写送付先：国立大学協会長，公立大学協会長，各私立大学長  
日本私立大学協会長，日本私立大学連盟会長，私立大学懇話会長，日本私立短期大学協会長

「日本私学振興財団法案」について（申入れ）

標記のことについて、本会議第56回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

現在、第63回特別国会に上程されている日本私学振興財団法案は、本会議が常に唱えていた大学への人件費を含む経常費助成を実施しようとするものであり、本会議はこの点については積極的な賛意を表するものである。だが、その反面、同法案は次の諸点について問題を含んでいる。

- 1 同法案によれば、日本私学振興財団は、文部大臣から任命された理事長が、文部大臣の認可・承認を受けて理事および運営審議会の委員を任命し、財団の業務を総理することになっている。これは文部省およびその任命になる一名の理事長がきわめて強力な権限をもつことを意味する。

この財団は一般の公社・公団と異なり、大学の研究教育にかかわる業務を扱うのであるから、その運営は特に慎重かつ民主的に行なわれなければならない。この点からして、上記のような財団の組織には大きな問題がある。それはまた、今後に検討が予測される国公立大学管理の方法に対しても強い影響を与える可能性がある。

- 2 同法案の中に含まれている私立学校法の一部改正の中には、質問および検査権、計画の変更および中止の勧告権、設備および授業などの変更権は今までの私立学校法では、特に除外されていた規定であり、私立大学の自主性尊重の点から見て大きい問題を包蔵するものである。

本会議は今回の私立大学への経常費助成を期して全国の私立大学が積極的に自主的かつ堅実な大学改革に取組まれることを切に要望するものであるが、同時にこの法案に含まれる以上の諸点は、経理面の監督を越えて私立大学の研究、教育に対する外部からの統制強化のおそれがある。

したがって、同法案が国会審議の過程で上記の趣旨に基づいて修正されることを希望するがもし原案がそのまま成立した場合には、法の運用について政府の慎重な配慮を要望する。

なお、今後私立大学助成の問題を再検討される場合には、本会議が私立大学助成についてこれまでに行なった勧告を基礎とされるようあわせて要望する。

備 考： 私立大学の助成に関する本会議勧告

- 1 私立大学の助成について

(昭和40年5月11日付内閣総理大臣あて勧告)

- 2 私立大学に対する研究体制確立のための助成の拡大について

(昭和42年5月20日付内閣総理大臣あて勧告)

8-21

総学庶第455号 昭和45年5月1日

文部大臣 坂田道太 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

写送付先：国・公・私立各大学長，国立大学協会長，公立大学協会長，日本私立大学協会長，日本私立大学連盟会長，私立大学懇話会長，全国公立短期大学協会長，日本私立短期大学協会長

中央教育審議会「高等教育改革に関する基本構想試案」について（申入れ）

標記のことについて、本会議第56回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

昭和45年1月21日、中央教育審議会が発表した「高等教育の改革に関する基本構想試案」は、取り上げた課題そのものについては本会議のそれと一致する点も少なくない。

また改革の構想についても、それらのうちのいくつかの部分、たとえば「教養課程の改善」「私立大学の助成」「成人教育の必要性」等については、その問題提起においては賛同するものである。しかし、これらの課題解決にあたって「試案」は、高等教育の問題を一面においては学術政策の問題でもあるとしながら基本的には大学を単なる教育機関と見なして改革を構想している。その結果、